

公表する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	令和七年三月三十一日

青森県告示第百六十三号

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程（昭和三十四年一月青森県告示第九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「法人にあつては、名称」を「法人にあつては、名称」及び代表者氏名」に改める。

第二号様式及び第三号様式中

「法人にあつては、名称」を「法人にあつては、名称」及び代表者氏名」及び代表者氏名」を「」及び代表者氏名」に改める。

第四号様式から第八号様式までの規定中

「法人にあつては、名称」を「法人にあつては、名称」及び代表者氏名」及び代表者氏名」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十條第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

車力漁業協同組合 つがる市富范町清水六の五

二 認可年月日 令和四年三月十日

三 漁業権の免許番号 内共第十二号

四 変更の内容

（県内共通の遊漁承認等に関する事項）の第八條第二項「十和田市元町東四丁目一番地一五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和四年三月十日

第一号様式中

青森県告示第百六十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の名称及び住所
車力漁業協同組合 つがる市富范町清水六の五
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十三号
- 四 変更の内容
（県内共通の遊漁承認等に関する事項）の第八条第二項「十和田市元町東四丁目一番地一五号」を削除する。
様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。
- 五 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の名称及び住所
岩木川漁業協同組合 弘前市大字紙漣沢字山越一二四の一
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十四号
- 四 変更の内容
（禁止区域）の第五条第一項第六号「中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国

林地内治山ダムの上流端から上流の岩木川本支流域」を「暗門川暗門大橋上流砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域及び鬼川辺沢白神ライン入口上流の砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域」に改める。同条同項第八号「津軽ダム下流から白神が故郷橋下流端までの区域」を追加する。

（遊漁料の額及び納付方法）の第七条第二項「田園一丁目二―七」を「紙漣沢字山越一二四―一」に改める。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一―一五」を削除し、第三項「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

（漁場監視員）の第十一条第二項「様式第二号」を「様式第三号」に改める。
様式第二号を様式第三号に改める。

様式第三号を第二号に改め、遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の名称及び住所
浅瀬石川漁業協同組合 黒石市大字石名坂字石法師三八の四
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十六号
- 四 変更の内容
（遊漁料の額及び納付方法）の第七条第二項「弘前市城東五丁目一三一―六」を「弘前市松原東二丁目一―四」に改め、「黒石市沖浦字山神一―五（株）ツガルサイコウ 虹の湖 屋台村」及び「黒石市南中野字才の神二〇―一 スマイルキッ チン丹羽商店」を削除し、「青森市大字浪岡字若松一―七―一〇 おおさき釣具店」、「平川市葛川字折戸二―一―三 たから商店」、「黒石市寿町四八―一（有

ワークボーイ」及び「黒石市富士見町一三八―一 黒石つり具」を追加する。
(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項の「十和田市元町東四丁目一番一五号」を削除する。

- 一 漁業権者の名称及び住所
甲田内水面横内漁業協同組合 青森市大字合子沢字山崎一八の二
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第二十三号
- 四 変更の内容
(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番一五号 鳥越経営会計内」を削除する。
- 一 漁業権者の名称及び住所
様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。
- 五 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百六十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の名称及び住所
甲田内水面横内漁業協同組合 青森市大字合子沢字山崎一八の二
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第二十三号
- 四 変更の内容
(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番一五号 鳥越経営会計内」を削除する。
- 一 漁業権者の名称及び住所
様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。
- 五 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百六十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の名称及び住所
猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第三十三号
- 四 変更の内容
(県内共通の遊漁承認等に関する事項)の第八条第二項「十和田市元町東四丁目一番地一五号」を削除する。
- 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。
- 五 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百七十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の名称及び住所
猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四
- 二 認可年月日 令和四年三月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第三十四号
- 四 変更の内容
(県内共通の遊漁承認等に関する事項)の第八条第二項「十和田市元町東四丁目一番地一五号」を削除する。
- 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。
- 五 施行の日 令和四年三月十日

令和四年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

新井田川漁業協同組合 八戸市大字十日市字赤御堂一八の三

二 認可年月日 令和四年三月十日

三 漁業権の免許番号 内共第四十六号

四 変更の内容

（県内共通遊漁承認証に関する事項）の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番地一五号」を削除し、第三項「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

（漁場監視員）の第十一条第二項「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

様式第一号遊漁承認証の表の「平成」を削除する。

様式第二号を第三号に改め、漁場監視員証の表の「平成」を削除する。

様式第三号を第二号に改め、遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森

県十和田市元町東四丁目一一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除

し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）

（定）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表岩屋区域の項を次のように改める。

岩屋区域 岩屋漁業協同組合の地区	3 2 1	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 小型定置漁業 潜水器を使用して行う漁業
---------------------	-------	---

青森県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間			変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	乙供停車場 中野線	上北郡七戸町字舟場向川久保三六五の三から 上北郡七戸町字舟場向川久保二六の四まで	前	前	後	九・七〇メートルから 一七・二〇メートルまで	九・七〇メートルから 三二・七〇メートルまで	四七二・五〇メートル 四五七・二〇メートル	
							九・七〇メートルから 四六・七〇メートルまで		四五七・二〇メートル	

青森県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道乙供停車場 中野線	上北郡七戸町字舟場向川久保三六五の三から 上北郡七戸町字舟場向川久保二六の四まで	令和四・三・二五

青森県告示第百七十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和四年三月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
三沢市栄町三丁目一四〇の七三四
熊野千也
- 二 売りさばき場所
三沢市谷地頭二丁目二九五の五

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月二十五日

青森県営農大学校長 比 内 一 道

- 一 研修の種類、期間、受講者の定員等
- 1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農作業安全 研修（一 般）	令和四年七月二十 五日から同月二十 九日まで	各九人	一般の農業者及び 農業関係者	大型特殊免許 又はけん引免 許（いすれも 農耕車限定） の受験のため の研修
農作業安全 研修（新規 就農者）	令和四年八月十二 日から同月十六日 まで 令和四年九月三日 から同月七日まで 令和四年十月十七 日から同月二十一 日まで	各九人	新規就農者（就農 から概ね五年以 内）及び社会人の 就農希望者	
	令和四年十一月七 日から同月十一日 まで			

特別研修	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。	令和四年十一月十八日まで	令和四年十一月十日	二十人	農業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
------	--------------------------------	--------------	-----------	-----	------------	----------------

2 あおもり農力向上シャトル研修

研修の種類	シャトルコース	期 間	令和四年五月から令和五年二月まで	受講者の定員	概ね五人以内	受講対象者	研修終了後、確実に県内での独立・自営就農又は農業法人等への雇用就業が見込まれる農業希望者で、就農予定時の年齢が五十歳未満の方	摘 要	研修品目は、原則として野菜（施設・露地）とする
リカレントコース	概ね十五人以内	受講者の定員	概ね五人以内	受講対象者	既に農家等で研修中の農後概ね五年以内の新規就農者及び農業者雇用就農者	摘 要			

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 農作業安全研修
 - 一般の農業者及び農業関係者は、研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円
 - 新規就農者及び社会人の就農希望者は、受講料を免除
- 2 あおもり農力向上シャトル研修
 - テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第三号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）	別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）	別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）	別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）
所轄警察署	所轄警察署	所轄警察署	所轄警察署
名称	名称	名称	名称
位置	位置	位置	位置
弘前警察署 南交番 板柳交番	弘前警察署 南交番 板柳交番	弘前警察署 南交番 板柳交番	弘前警察署 南交番 板柳交番
弘前市大字泉野二丁目一番地四	弘前市大字泉野二丁目一番地四	弘前市大字泉野二丁目一番地四	弘前市大字泉野二丁目一番地四
北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川十五番地五十	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川十五番地五十	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川十五番地五十	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川十五番地五十

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	三戸警察署	田子警察官駐在所	三戸郡田子町大字 田子字上野ノ下夕 六番地十五	[項を削る。]	[略]	弘前警察署	常盤警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大 字常盤字一西田一 番地二十	別表第二(第二条関係) (警察官駐在所の名称及び位置)
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
備考 表中の「」の記載は注記である。	[同上]	三戸警察署	斗川警察官駐在所	三戸郡三戸町大字 斗内字清水田十八 番地一	[同上]	[同上]	弘前警察署	常盤警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大 字常盤字一西田一 番地二十	別表第二(第二条関係) (警察官駐在所の名称及び位置)
		[同上]	[同上]	[同上]			[同上]	[同上]	[同上]	
備考 表中の「」の記載は注記である。	[同上]	板柳警察署	沿川警察官駐在所	北津軽郡板柳町大 字夕顔関字若松八 十七番地三	[項を削る。]	[略]	弘前警察署	常盤警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大 字常盤字一西田一 番地二十	別表第二(第二条関係) (警察官駐在所の名称及び位置)
		[同上]	[同上]	[同上]			[同上]	[同上]	[同上]	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円